○鎌倉市広報所管課ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 鎌倉市の広報所管課が管理するホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、鎌倉市広報所管課ホームページ広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止事項)

- **第2条** 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解 を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
  - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク (警告表示)
  - (3) ラジオボタン (選択肢の表示)
  - (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの)
  - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(市の事業との区別)

**第3条** 市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが鎌倉市の事業であると錯誤しやすいものは禁止とする。

(色調)

第4条 市ホームページの色調及びデザインの統一性を著しく乱すものは禁止とする。また、文字 色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

**第5条** 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

付 則

このガイドラインは、平成24年6月7日から施行する。

付 則(平成26年12月26日改正)

このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。